

組合 Q & A

理事会に息子が代理出席

息子を理事会に代理出席させる理事がいる。後継者教育の環境で業界で顔を売ってこいと言っただが…

理事会は書面出席はできません。代理出席が認められない理由は、法律が「書面」出席だけを規定して「代理」出席を規定していないからです。総会には「代理」出席が書いてあるのに、理事会に書いていないのは、「代理」出席を認めない趣旨であると反対に解釈するわけですね。

では、なぜ「代理」出席を認めないのでしょいか。

理事と組合の関係が委任契約になつていてためです。理事は、委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって組合のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。代理人に理事会での発言権、議決権を委任することは忠実な行為でしょうか。

百歩譲って代理出席が可能だとしても、行使した議決に対する責任の問題があります。議決権を「賛成」として行使した場合は、実行した理事と同じ責任が課され、「反対」しない場合には「賛成」と推定されることになっています。代理人が議決権を行使した場合には、こうした責任の所在があいまいになります。ですから理事会は委任状出席ができないとされているのです。

総会の「代理」のように代理人が意思表示をし、その結果が本人に帰属するというのとは違うのです。理事会に出席した理事に課されている任務は、議決権を行使するだけではありません。議決した内容の業務執行の監視責任・結果責任をも含んだ重要なもので、他人に委任できるようなものではないのです。

とはいえ、現実には理事会に息子さんが来ている例はあります。早い時期に業界の方たちに顔を売っておけ、という親心だと思えます。黙認せざるを得ない場合もあるでしょうが、代理出席が違法であることだけは知っておくべきです。息子を出したいならば、

息子を理事に選んでもらえばよいのです。組合としても青年部の充実には組合活性化の第一歩ですから組合員は喜んで息子さんを理事に選んでくれるのではないのでしょうか。

もし、後継者教育の親心で息子を出席させているのではなく、本当に理事本人が出られなくて、やむを得ず息子を出席させているのなら、書面出席という方法があることを教えてあげてください。事前に議案の内容を知らせてもらえば理事会に出席したことになります。

ポイント

- ★ 理事会は、代理出席できない
- ★ 事前に通知された議案は書面出席が可能

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○を、誤っているものには×でお答えください。

【第1問】 事業協同組合は組合員の規模が中小企業の範囲を超えた場合は、その旨を認可行政庁に届け出なければならぬ。

【第2問】 組合は定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を準備金として積み立てなければならない。

【第3問】 組合は毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に決算関係書類等を行政庁に提出しなければならない。

【第4問】 組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。

【第5問】 新たに組合に加入の申出があつた場合は、総会で承認しなければならぬ。

【解答】

第1問×、第2問×、第3問○、第4問×、第5問×（協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。）